

伊那中央行政組合職員の被服等貸与規程

平成11年5月7日

訓令第3号

改正 平成14年4月1日 訓令第2号
平成14年8月16日 訓令第5号
平成15年4月1日 訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊那中央行政組合職員に貸与する被服等に関し必要な事項を定めるものとする。

(被服等の貸与)

第2条 職員に被服等を貸与する。ただし、臨時に雇用する者、常時勤務に服しない者及びその他被服等を貸与することが不相当と認められる者については貸与しない。

(被服等の種類及び貸与期間)

第3条 貸与する被服の種類及び貸与期間は、別表に定めるところによる。ただし、期間については必要により伸縮することができる。

第3条の2 伊那中央病院勤務職員に貸与する被服等の種類及び貸与期間は、別に定める。

(着用の心得)

第4条 職員は、服務中に限り貸与された被服等を着用するものとし、常に清潔と補修に努めなければならない。

(更新及び返納)

第5条 職員は、被服等が使用に耐えなくなったときは、課等の長に更新を申し出て、現品を返納しなければならない。

2 課等の長は、更新が必要と認めたときは、現品とともに物品請求書をもって庶務課長に更新の請求をしなければならない。

3 職員が退職若しくは死亡したときは、速やかに被服等を返納しなければならない。ただし、組合長が特に認めたときは、無償又は有償をもって職員若しくはその遺族に払い下げることができる。

4 前項の規定は、所属替え等により貸与の対象でなくなった場合について準用する。

(賠償責任)

第6条 職員は、使用期間中に被服をき損し、又は紛失したときは、相当対価を弁償しなければならない。ただし、組合長が認めた場合にあっては、これを減額し、又は免除することができる。

(貸与簿)

第7条 庶務課庶務係に被服貸与簿（別記様式）を備え、貸与返納の都度これを整理するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に貸与を受けている被服等は、それぞれ当該貸与の日に、この訓令に基づいて貸与を受けた被服等とみなす。

前 文（抄）（平成14年4月1日訓令第2号）

平成14年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成14年8月16日訓令第5号）

平成14年12月1日から施行する。

前 文（抄）（平成15年4月1日訓令第8号）

平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

被服の種別、 数量及び 貸与期間		作業服				防寒服		安全靴		その他	
		夏 季		冬 季		数量	貸与期間	数量	貸与期間	数量	貸与期間
		数量	貸与期間	数量	貸与期間						
男 子	(1) 庶務課 職員	上 1		上 1 下 1							
	(2) 衛生セ ンター 職員	上 1	1	上 1 下 1	1	上 1 下 1	4	1		ツナギ 1 長靴 1	
女 子	(1) 庶務課 職員										
	(2) 衛生セ ンター 職員	上 1	1	上 1 下 1	1	上 1 下 1				長靴 1	
備 考	(1) 作業衣及び防寒服は、現場に適したものとする。 (2) 防寒服の貸与は、原則として上記設定によるが、その職務の実態に応じて貸与する場合又は貸与しない場合がある。 (3) 貸与期間の規定がないものは使用に耐える期間とする。										

